

# 大分県報

平成二十八年  
号外（三三）  
九月三十日

（金曜日）

## 目次

### 警察本部訓令

大分県警察における人事評価に関する規程の制定……………一

## ○警察本部訓令

### 大分県警察本部訓令第21号

警察本部  
警察学校  
警察署

大分県警察における人事評価に関する規程を次のように定める。

平成28年9月30日

大分県警察本部長 松坂規生

### 大分県警察における人事評価に関する規程

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 人事評価
- 第1節 通則（第5条－第7条）
- 第2節 能力評価の系統（第8条・第9条）
- 第3節 業績評価の系統（第10条－第12条）
- 第4節 総合評価の系統（第13条）
- 第3章 雑則（第14条－第16条）
- 附則
- 第1章 総則
- （趣旨）

第1条 大分県警察職員（以下「職員」という。）の人事評価については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。  
（人事評価の実施の除外）

第2条 人事評価は、次に掲げる職員については、実施しない。

- 警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官
  - 非常勤職員
  - 臨時的任用職員
  - その他大分県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が指定する職員
- 2 人事評価は、休職、育児休業等により評価期間内における勤務をした日数がおおむね1月に満たない職員については、実施しないことができる。
- （人事評価の方法）

第3条 人事評価は、能力評価（職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）、業績評価（職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）及び総合評価（職員の能力評価及び業績評価の結果を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）によるものとする。

2 初任科の課程の学生に対して行う人事評価は、修業の評定（大分県警察学校教養実施規程（平成17年大分県警察本部訓令甲第12号）第10条第1項の評定をいう。）をもって代えることができる。

3 能力評価は、当該能力評価に係る評価期間において現実に職員が職務遂行の中でとった行動を、大分県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程（平成28年大分県警察本部訓令第11号）に定める標準職務遂行能力に照らし、当該職員が発揮した能力の程度を評価することにより行うものとする。

4 業績評価は、当該業績評価に係る評価期間において職員が果たすべき役割について、業務に関する目標を定めることその他の方法により当該職員に対してあらかじめ示した上で、当該役割を果たした程度を評価することにより行うものとする。

5 総合評価は、能力評価及び業績評価の結果を勘案して、総合的に評価することにより行うものとする。

（評価結果の開示）

第4条 人事評価の結果は、開示しないものとする。

- 第2章 人事評価
- 第1節 通則

(評価期間)

- 第5条** 第3条第1項の人事評価は、10月1日から翌年9月30日までの期間を単位とし、毎年実施するものとする。
- 2 能力評価及び総合評価は、10月1日から翌年9月30日までの期間を評価期間とする。
- 3 業績評価は、10月1日から翌年3月31日までの期間及び4月1日から9月30日までの期間をそれぞれ評価期間とする。
- (評価者等の指定)

- 第6条** 能力評価及び業績評価の評価者及び確認者は、別表第1のとおりとする。
- 2 総合評価の評価者及び確認者は、別表第2のとおりとする。
- (評語の付与等)

**第7条** 能力評価にあつては評価項目ごとに、業績評価にあつては目標ごとにそれぞれ評価の結果を表示する記号（以下「個別評語」という。）を付すほか、能力評価及び業績評価の結果をそれぞれ総合的に表示する記号（以下「全体評語」という。）を付すものとする。

- 2 総合評価に当たつては、評価の結果を表示する記号（以下「総合評語」という。）を付すとともに、総合評語を付した理由その他参考となる事項（以下「所見」という。）を記載するものとする。
- 3 個別評語、全体評語及び総合評語は6段階とし、その種別及び定義は次の表のとおりとする。

評語の種別	定義
A	群を抜いて優秀である。
B	優秀であるが、抜群とまではいかない。
C 1	優秀とまではいかないが、標準よりもやや優れている。
C 2	標準的である。
D	標準に及ばず、努力を要する。
E	標準を大きく下回り、一層の努力を要する。

**第2節** 能力評価の手続  
(被評価者による自己申告)

**第8条** 評価者は、能力評価を行うに際し、その参考とするため、被評価者に対し、あらかじめ、当該能力評価に係る評価期間において当該被評価者の発揮した能力に関する被評価者の自らの認識その他評価者による評価の参考となるべき事項について申告を行わせるものとする。

(評価及び確認)

- 第9条** 評価者は、被評価者について、個別評語及び全体評語を付すことにより評価（次項の再評価を含む。）を行うものとする。
- 2 確認者は、評価者による評価について、不均衡があるかどうかという観点から審査を行い、評価者が付した個別評語及び全体評語について、その内容を審査するものとする。この場合において、確認者は、評価者に再評価を行わせることができる。

**第3節** 業績評価の手続

(果たすべき役割の確定)

**第10条** 評価者は、業績評価の評価期間の開始に際し、被評価者と面談を行い、業務に関する目標を定めることその他の方法により当該被評価者が当該評価期間において果たすべき役割を確定するものとする。

(被評価者による自己申告)

**第11条** 評価者は、業績評価を行うに際し、その参考とするため、被評価者に対し、あらかじめ、当該業績評価に係る評価期間において当該被評価者の挙げた業績に関する被評価者の自らの認識その他評価者による評価の参考となるべき事項について申告を行わせるものとする。

(能力評価の手続に関する規定の準用)

**第12条** 第9条の規定は、業績評価の手続について準用する。

**第4節** 総合評価の手続

**第13条** 第9条の規定は、総合評価の手続について準用する。この場合において、第9条第1項中「個別評語及び全体評語を付す」とあるのは「総合評語を付し、及び所見を記載する」と、同条第2項中「個別評語及び全体評語に」とあるのは「総合評語及び所見に」と読み替えるものとする。

**第3章** 雑則

(人事評価の記録)

**第14条** 警部以上の階級（同相当職を含む。以下同じ。）にある職員の人事評価の記録は警務部長が、警部補以下の階級にある職員の人事評価の記録は警務部警務課長が管理するものとする。

(兼務等の場合の人事評価)

**第15条** 職員が、その他の職を兼務し、又はその他の所属に併任されている場合は、当該職員が主として従事している職務に係る職について人事評価を行うものとする。  
(補則)

第16条 この訓令に定めるもののほか、人事評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成28年10月1日から施行する。  
(大分県警察職員勤務評定規程の廃止)
- 2 大分県警察職員勤務評定規程（平成6年大分県警察本部訓令甲第17号）は、廃止する。

平成二十八年九月三十日

大分県報号外（警察本部訓令）

別表第1（第6条関係）

## 能力評価及び業績評価の評価者及び確認者

所 属	被評価者	第一次評価者	第二次評価者	最終評価者	確認者
警察本部	所属長以上の職員			業務を主管する部の長	警察本部長
	警視の階級にある職員（所属長以上のものを除く。）			所属長	
	警部の階級にある職員で次席、副所長及び副隊長の職にあるもの			所属長	
	警部の階級にある職員（次席、副所長及び副隊長の職にあるものを除く。）		直属の警視の階級にある職員又は警部の階級にある職員で所属長が指定するもの	所属長	
	警部補の階級にある職員	直属の警部の階級にある職員	直属の警視の階級にある職員又は警部の階級にある職員で所属長が指定するもの	所属長	
	巡査部長以下の階級にある職員	直属の警部又は警部補の階級にある職員	直属の警視の階級にある職員又は警部の階級にある職員で所属長が指定するもの	所属長	
警察学校	警察学校長			警務部長	警察本部長
	警視の階級にある職員（警察学校長を除く。）			警察学校長	
	警部の階級にある職員		副校長	警察学校長	
	警部補以下の階級にある職員	直属の警部の階級にある職員	副校長又は直属の警視の階級にある職員	警察学校長	
警察署	警察署長（大分中央警察署長を除く。）			警務部長	警察本部長
	警視の階級にある職員（警察署長を除く。）			警察署長	
	警部の階級にある職員		副署長、総務官、地域官、刑事官又は交通官	警察署長	
	警部補の階級にある職員	直属の警部の階級にある職員	副署長、総務官、地域官、刑事官又は交通官	警察署長	
	巡査部長以下の階級にある職員	直属の警部又は警部補の階級にある職員	副署長、総務官、地域官、刑事官又は交通官	警察署長	

平成二十八年九月三十日

大分県報号外（警察本部訓令）

別表第2（第6条関係）

## 総合評価の評価者及び確認者

所 属	被評価者	第一次評価者	第二次評価者	最終評価者	確認者
警察本部	所属長以上の職員			業務を主管する部の長	警察本部長
	警視の階級にある職員（所属長以上のものを除く。）		所属長	業務を主管する部の長	
	警部の階級にある職員で次席、副所長及び副隊長の職にあるもの		所属長	業務を主管する部の長	
	警部の階級にある職員（次席、副所長及び副隊長の職にあるものを除く。）	直属の警視の階級にある職員又は警部の階級にある職員で所属長が指定するもの	所属長	業務を主管する部の長	
	警部補の階級にある職員	直属の警部の階級にある職員	直属の警視の階級にある職員又は警部の階級にある職員で所属長が指定するもの	所属長	
	巡査部長以下の階級にある職員	直属の警部又は警部補の階級にある職員	直属の警視の階級にある職員又は警部の階級にある職員で所属長が指定するもの	所属長	
警察学校	警察学校長			警務部長	警察本部長
	警視の階級にある職員（警察学校長を除く。）		警察学校長	警務部長	
	警部の階級にある職員	副校長	警察学校長	警務部長	
	警部補以下の階級にある職員	直属の警部の階級にある職員	副校長又は直属の警視の階級にある職員	警察学校長	
警察署	警察署長（大分中央警察署長を除く。）			警務部長	警察本部長
	警視の階級にある職員（警察署長を除く。）		警察署長	業務を主管する部の長	
	警部の階級にある職員	副署長、総務官、地域官、刑事官又は交通官	警察署長	業務を主管する部の長	
	警部補の階級にある職員	直属の警部の階級にある職員	副署長、総務官、地域官、刑事官又は交通官	警察署長	
	巡査部長以下の階級にある職員	直属の警部又は警部補の階級にある職員	副署長、総務官、地域官、刑事官又は交通官	警察署長	

平成二十八年九月三十日

大分県報号外（警察本部訓令）